

# 平成29年第3回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成29年3月24日（金曜日）

## 議事日程（第7号）

平成29年3月24日（金）午後1時30分開議

### 第1（総務常任委員会付託案件）

議案第5号から議案第7号まで、議案第12号、議案第13号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第38号、議案第46号から議案第49号まで、議案第58号、議案第59号、陳情第3号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第16号、議案第19号から議案第22号まで、議案第39号から議案第41号まで、議案第44号、議案第45号、議案第50号、議案第60号、平成28年請願第11号、請願第2号、請願第3号、陳情第1号、請願第4号、請願第6号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第23号、議案第27号、議案第42号、議案第43号、議案第51号、議案第61号、請願第1号、請願第5号、陳情第2号

### 第2 発議案第3号

### 第3 議案第52号

### 第4 議案第53号

### 第5 議案第54号

### 第6 議案第55号

### 第7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
12番	高	野	庄	嗣	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川	隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤	孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	

18番	近藤和義君	19番	祝優雄君
21番	金田淳一君	22番	岩崎隆寿君

欠席議員（2名）

11番	大森幸平君	20番	竹内道廣君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	児玉勝巳君
総合政策監	池町円君	会計管理者兼会計課長	原田道夫君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	渡邊裕次君	総合政策課長	渡辺竜五君
行政改革課長	源田俊夫君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長 兼佐	磯部伸浩君	地域振興課長	加藤留美子君
交通政策課長	本間聡君	市民生活課長	中川宏君
税務課長	坂田和三君	環境対策課長	鍵谷繁樹君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	後藤友二君
農林水産課長	伊藤浩二君	観光振興課長	大橋幸喜君
産業振興課長	市橋秀紀君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	野尻純一君	学校教育課長	吉田泉君
社会教育課長	越前範行君	両津病院院長	小路昭君
監査委員局長	計良隆弘君	農業委員会事務局長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君	危機管理幹事	中原岳史君
庁舎整備備幹事	猪股雄司君	契約管理幹事	矢川和英君
農業政策幹事	渡部一男君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
------	-------	-------	-------

議事調査係  
議長

太 田 一 人 君

議事調査係

杉 山 雅 浩 君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第5号から議案第7号まで、議案第12号、議案第13号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第38号、議案第46号から議案第49号まで、議案第58号、議案第59号、陳情第3号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第16号、議案第19号から議案第22号まで、議案第39号から議案第41号まで、議案第44号、議案第45号、議案第50号、議案第60号、平成28年請願第11号、請願第2号、請願第3号、陳情第1号、請願第4号、請願第6号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第23号、議案第27号、議案第42号、議案第43号、議案第51号、議案第61号、請願第1号、請願第5号、陳情第2号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第5号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるとともに、識見監査委員の報酬を増額する等のため、佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、監査委員の報酬の検討に当たっては、自治体の予算規模を加味する必要があると思料する。よって、監査委員の報酬については、他の自治体における報酬額も参考にしつつ、適正な報酬額となるよう、引き続き検討されたい。

2、農業委員等の報酬は成果実績に応じた支給に改められ、当該条例において規定されている他の特別職の報酬とは考え方が大きく乖離することになる。よって、農業委員等の規定については、別途条例を制定し、当該条例からの分離を検討されたい。

議案第6号 佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、同法から引用している条項の修正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、平成29年4月1日に行われる行政組織の改編に合わせ、複数の既存条例において規定されている現行の部署名を改める等の所要の整備を行うため、条例の制定を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、消費税率の引き上げ延期に伴い、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限延長、法人市民税率の改正、軽自動車税のグリーン化特例延長及び環境性能割の創設等に対応する所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、日帰り入湯客に対する入湯税の課税を免除するため、佐渡市入湯税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 財産の無償譲渡について（旧吉岡消防団機械器具置場）。本案は、公の施設としての用途を廃止した吉岡消防団機械器具置き場を借地の返還とあわせて地権者に無償譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 相互救済事業の委託について。本案は、現在一般財団法人全国自治協会に委託している相互救済事業に係る分担金が平成29年度から大幅に上昇することから、当該事業の委託先を公益社団法人全国市有物件災害共済会に変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について。本案は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴い、辺地対策事業債の起債予定額を増額するため、佐渡市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は469億円と前年度当初予算と比較して24億円、率にして5.4%の増となるものであります。本予算は、特定有人国境離島特別措置法の施行に伴う関連予算を最大限に活用しつつ、佐渡市将来ビジョンに掲げる産業の振興、観光地域づくりの推進、交通ネットワークの充実、佐渡活性化に向けた地域づくり、災害に強い島づくりの5つの戦略を重点的に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務常任委員会。（1）、総括的事項。①、施政方針と新年度当初予算との関係について。施政方針で示された島内循環の仕組みづくり等に関し、審査において具体策が示されなかったが、施政方針は新年度当初予算と表裏一体であり、新年度当初予算を提案している以上、施策を推進するための具体策

が示されるべきである。行政組織が大幅に改編されることも踏まえ、今後予算の提案に当たっては精査されたい。

②、離島関係各種交付金について。特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、離島活性化交付金及び地方創生推進交付金の交付を継続して受けるには、ビジョン並びに戦略が必要不可欠であることから、行政組織改編後においても遺漏のないよう対応すること。

③、補助事業の適正な執行について。当該予算には44億円余りの補助金が計上されているが、補助事業については平成29年1月に公表された個別外部監査契約に基づく監査結果を踏まえ、適正に執行することを強く求める。また、新規補助事業については、予算の審査の際に新たに制定する補助金交付要綱とあわせて説明がなされるべきである。執行部においては、詳細は予算議決後に検討するという従来の姿勢を改められるよう検討されたい。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、13目防災対策費について。平成28年度に予算措置された避難路整備については、離島活性化交付金を充当している関係から市道の整備を対象外としているが、市道認定の有無にかかわらず、避難路としての整備は必要と思料する。さらに、平成29年度施政方針において、避難路整備を進めるとしていることから、市道認定されている避難路整備の早急な実施を強く求める。

(3)、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費について。審査において、消防団における資機材の配備状況に差異があることが明らかとなった。地域防災における消防団の重要性に鑑み、各種資機材の配備に万全を期すことを強く求める。

2、社会文教常任委員会。(1)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費及び3目保育所費、4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、医療・介護・福祉の人材育成事業について。当該事業は、喫緊の課題である市内医療機関、介護高齢福祉施設及び児童福祉施設における専門職の人材不足対策として一定の評価をするが、部制のもと、関係課連携し、さらなる人材確保策を強く求める。

(2)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉・地域活性化支援事業について。魅力的な温泉の島づくりを目的としている方向性は理解するが、計画している支援策では具体性がない。想定している3施設以外の事業者も支援を受けられる仕組みづくりを強く求める。

3、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、9目コミュニティ活動推進費、コミュニティ施設管理運営事業について。佐渡太鼓体験交流館の施設修繕に係る見積もりについて、積算を精査した上で実施すること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費、空港対策事業について。予算規模も少なく、取り組みの姿勢が疑問視される。空港対策に積極的に取り組むこと。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、17目特定有人国境離島地域社会維持推進費、滞在型観光促進事業について。観光客の入り込み数の減少が著しい中、委託や補助金の事業について費用対効果を考慮の上、事業を展開されたい。

(4)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、新規就農者等受入体制整備事業について。新規就農希望者の宿泊施設整備について、運営主体及び経費を明確にした上で事業を実施すること。

(5)、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、未登記用地処理事業について。相続手続等が関係し、複雑な事案ではあるが、未登記の解消に向けて努力されたい。

議案第46号 平成29年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第47号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第48号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第49号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成29年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万2,000円、二宮財産区1,423万円、新畑野財産区660万1,000円、真野財産区617万7,000円、主な内容は管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。財産区は速やかに廃止すること。

議案第58号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について、議案第59号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。以上2議案は、本年2月に市職員が起こした飲酒運転事故を始め、相次ぐ市職員の不祥事を受けて、市長及び教育長の本年4月分の給与について、それぞれ条例で規定する給料月額額の10分の1に相当する金額を減額するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件等に関する陳情。本陳情は、給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額決定通知書の様式に受給者個人番号の記載欄が設けられたことに関し、安全管理措置を講ずる体制が整うまで、個人番号の取り扱いを見合わせている事業所が多い中で、一方的に市町村から個人番号が記載された書類が事業主に郵送されれば、プライバシー権の侵害に当たるほか、郵送時の事故による特定個人情報の漏えいも懸念され、総務省は当該通知書に個人番号を記載しなくとも罰則はないとの見解を示しているとして、次の事項の実現を求めるものであります。陳情事項。1、議会として平成29年度特別徴収税額の決定通知書への受給者個人番号の記載中止を国に求めること。2、平成29年度特別徴収税額の決定通知書への受給者個人番号の記載を中止すること。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第6号 佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、平成29年度一般会計当初予算についての委員長質疑を行います。

言うまでもありませんが、三浦市政になって初めての当初予算であります。そういう意味では、大いに期待をされているということをまず申し上げて、通告に基づいていきますが、1つは三浦市政でも大きく掲げている高齢者の問題、その中で佐渡版の地域包括ケアシステム、わかりやすく言えば高齢者になっても、その地域で暮らしていける、介護が必要になっても安心して暮らしていくシステムをつくるということは私は大賛成だし、やるべきだと思うのですが、そこでお聞きをしたい。地域包括ケア推進室を設けて生活支援のコーディネーターを配置して、地域に合わせてつくるといふふうになっているのですが、この広い佐渡の中でこういったコーディネーターもやっぱりそれなりの数も要るだろうし、資格も要ると思うので、その辺がどうなっているのか、どう対応するのかお聞かせ願いたいというのが1点目であります。

2点目であります。介護保険にかかわる問題です。全国で介護予防・日常生活支援の新総合事業が実施をされます。これはわかりにくいと思いますが、介護保険の本体ではない違う部分の総合事業でありまして、全国各地では大問題になっている、批判が出ているものであります。初めて行う年度であります。問題点はないのかお尋ねしておきたいと思います。

3点目、安倍政権のもとで医療保険制度が大きく改悪をされました。この4月からは、低所得者に対応する軽減の措置が縮小、わかりやすく言うと、所得割5割だった者が2割までに減らされる。後期高齢者医療では9割だった者が7割に減らされる。医療の高額療養費についても引き上げられるということは、市民にとってかなり大きな影響が出ると思うのですが、この辺はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

大きな2点目であります。今最も関心が高いと思われる温泉に関連をしたもので、温泉・地域活性化支援事業交付金という2,628万円の中身であります。補助金については、三浦市政時代が以前の不正補助金の問題を個別外部監査に出して、その結果を受けて新年度予算をやっている。その中身でいうと補助制度として問題ないのか。お尋ねしたいと思います。

大きな3点目、三浦市政の大きな柱でもある子ども・子育てをしっかりと応援する、これも大変いいことだと思うのですが、子ども若者課を設置して幼児期から青年期までやっていくというのですが、今深刻な経済状況の中で、子育ての費用が大変だと、本当に困っているというのは一般質問の中でも異口同音に各議員からありましたが、そういった当面する緊急策がどのような予算になっているのかお尋ねをしたいというのが3点目であります。

4点目、佐渡インフォメーションセンターの運営事業についてであります。いわゆるこれはあいぽーと佐渡というところではありますが、2,459万3,000円かけるそうではありますが、今年度はあのあいぽーと佐渡の中に観光振興課、一般社団法人佐渡観光協会、それと一般社団法人佐渡地域観光交流ネットワークというものを入れるというある意味大きな変化が起きるわけではありますが、これまで市が一生懸命事業をやって、過去の実績はワイドブルーあいかわの温泉分3万8,000人の利用しかないので、今年度こういった見直しでどういう内容になるのかお尋ねをしたいというのが4点目であります。

5点目、元気な地域づくり支援事業補助金についてであります。これはわかりやすく言うと、支所長や行政サービスセンター長の裁量で予算づけができるというものです。今まで平成28年度は1,700万円だったものが今年度は4,226万円と大幅にふえています。そこで聞きたいのでありますが、結果的に言うと、



大幅にふえたのはいいのだけれども、支所長裁量で予算を決めているというのがこれまでのあり方ですから、きちんとした要綱やその補助金を出すときの審査会みたいなものがなければならぬと思うのですが、その点どうなっているのかお尋ねをしたいということです。

6点目、これも三浦市政の大きな柱です。産業振興による所得・雇用の確保、大変いいことだと思うのです。私書いておきましたが、いいことなのだけれども、これは極めて挑戦的な課題だろうなというふうに思うのでありますが、例えば本会議の上程のときにも聞きましたが、キャリアアップ助成事業補助金をやるというのだけれども、結果的に労働局に行って、国の補助金を受けたときに単なる上乘せするというものでしかないのではないかと。約2万人の雇用のうち、圧倒的が多くが非正規で、自営業者ですから、そういったところに充てた雇用策こそ、今求められているというふうに思うのだけれども、その辺どうなっているのかお尋ねをしたいということでもあります。

7点目、観光問題です。新年度は、また世界遺産に向けた観光の問題が大変焦点になるというふうに思うところでありますが、三浦市政でも大きな位置づけで戦略的課題としているわけですが、佐渡版DMOを平成30年にやるというだけではなくて、今観光業者も含めて本当に疲弊もしているし、大変だ。また、観光の交流人口がふえることで地域の経済活性化に結びつけたいというのが意図ですから、今やるべきこと、やらなければならないこと、私いっぱいあると思うのです。その辺はどのようになっているのかお尋ねをしたいということでもあります。

以上、ぜひ議長、答弁がいつもかみ合わないことが多いので、きちんとした答弁になるようによろしくお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 承知しました。

答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の佐渡版の地域包括ケアシステム構築についてであります。圏域の第1層については佐渡市全域となっており、第2層については日常生活圏域の両津、相川、国仲、南部の4圏域となっております。生活支援コーディネーターについては、ことしの2月から第1層として1名を配置し、平成29年度には増員を予定していると。平成30年度までに4圏域で実施できるよう、順次増員していくこととするという説明を受けております。

それから、介護保険の事業では、同じサービスを提供できるようにしていくということと、リハビリについても平成29年度中に実施していく予定であると。

それから、3番目の高額療養費の引き上げの影響についてであります。このことについては審査をしておりません。

2番目の温泉・地域活性化支援事業交付金についてであります。温泉活性化協議会を立ち上げ、運営の支援をするとしてありますが、具体性に欠ける内容であり、意見をつけて総務常任委員会に送付したとおり、3施設だけではなく、事業者にも広く支援すべきとの見解であります。

それから、子育て支援については、本年度まで保育料の2人目の無料化を対象とする幼児の拡大や児童手当、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭等の医療費助成など経済的支援を進めてきております。また、

ひとり親家庭の生活困窮からの自立支援策として、資格取得に向けた月額10万円などの給付金の予算も引き続き計上されております。来年度につきましては、この3月議会一般会計補正予算で旧金井新保保育園の建物に移転する子ども若者相談センターの整備に係る経費3,100万円余りが認められました。新年度予算では、従来からの支援策に加えて子ども若者相談センターの機能充実を図るべく、ゼロ歳児から5歳児までの児童発達支援を新規事業として1,237万円余りを予算化しております。これらにより、巡回支援や療養支援が図られるものと考えており、既に実施している保護者の相談や学習の場となり、子育てを応援する体制が整うものと考えております。また、平成27年度から行っている子供のいる生活困窮家庭の学習支援も継続して246万円が予算化されていますが、来年度においては新規事業としての経済的支援策は特に見当たらないと思っております。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点、佐渡インフォメーションセンター運営事業についてですが、佐渡インフォメーションセンターについては、施設の立地や機能を生かして観光地域づくりの拠点施設として位置づけ、地域イベント、原生林、トレッキングなどのリアルタイムな情報を提供して、島内各地で体験、交流などができるインフォメーション機能を充実するとともに、着地型商品の起終点とするなど、佐渡版DMOの組織化とあわせて観光地域づくりの推進を行うことで利用実績を上げていきたいと、そのような執行部の説明でありました。

もう一点、元気な地域づくり支援事業補助金についてです。この補助金については、地域の住民が主体となって行う地域イベント事業などを支所等の裁量で行えるよう移管をし、そのことによって行政の窓口も近くなることから、実行委員会の活動がしやすくなるとの説明がありました。また、この事業は3年が経過して地域に一定程度認識されてきたものと思われまます。今年度の事業の検証を行った上で、補助金交付要綱を改正して実施するとのことでもあります。補助金の見直しについては、補助金の上限額を20万円から50万円に引き上げ、地域住民が主体となって行えるように支所等が地域の拠点となって地域の特色を生かした活動を支援するという事業であります。

6番、施政方針で産業振興による所得、雇用保障などの点でございますが、雇用の確保につながる起業、第二創業等の推進という観点では、ご指摘のキャリアアップ助成事業のほか、ICTを活用した新しい動き方とするクラウドソーシングを中心とした在宅での起業を支援するという事です。

もう一点、中小企業の人材力向上の支援として、資格取得やスキルアップにつながる参加経費の支援をするということです。第二創業、商農工連携、6次産業化を目指すもの及び中小企業者が制度融資を受けの際の借入金の利子相当額の助成を行うということの事業がございます。それから、キャリア教育の推進として、各企業による職場体験イベントを実施するという事などの事業が予算化をされております。

次に、観光についても施政方針の大きな位置づけとして戦略的課題と云々とありますが、観光入り込み客の減少が著しい中で、重点的に誘客に取り組みなければならないところ、当初予算においての滞在型観光促進事業では各種の業務委託料や補助金を計上しております。これは特定有人国境離島特別措置法に係

る地域社会維持推進交付金を10年間活用する前提として初年度の取り組みとなるものであります。この事業のシステム整備などに初期投資に係るといふことの説明がありましたが、このことを差し引いても観光客を1万人ふやすために2億円を費やすというようなことでは到底効果に乏しいことから、即効性及び費用対効果が上がるような事業を実施するようにと審査及び意見を付したところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、社会文教常任委員会のほうから。

先ほどの答弁ですと、高齢者が困っていることを解決するための仕組みづくりに生活支援コーディネーターが今年度1人という採用で合わせて2人、これでは今の介護の現場や高齢者の置かれている状況を見たときに、最低でも旧市町村単位で10人とか、国は中学校単位と言っているわけですから、佐渡は統廃合して中学校単位ではなくて旧小学校単位なのですよ、国の基準でいうと。やっぱりそのくらいの規模で頑張ってやっていく、頑張ってやってほしいというのが三浦市長に私期待をされたというふうに思うのですが、その辺はいかがですか、これが1つです。

あと審査をしていないというところは、あえて追求をしません、2点目、温泉の関係です。補助金の個別外部監査の報告結果をよく見ればわかるのですが、例えば温泉施設の多目的活用促進が600万円というふうに言われています。これは補助対象経費が5分の4なのです。全国の実態を見ても、補助金のあり方というのは基本が2分の1、私は5分の4が悪いというのではないのです。5分の4をやるというからには、しっかりとした要綱と規約みたいなのが要るのです。そもそもこの補助金は何なのかと、何のために出すのかという、その辺はいかがだったのかお尋ねをしたいというのがこの点では1つです。

それと、あわせて聞くのですが、総務常任委員長報告の中で温泉・地域活性化支援事業交付金については3施設以外の事業者にも支援を受けられる仕組みづくりを強く求めるということになっているのですが、ちゃんと担保をとった、縛りかけたのかどうなのか。普通ですと、問題あるというものは予算は通すのだけれども、ちゃんとした中身ができるまで執行してはだめだよというぐらい強い縛りをつけるわけですが、その辺はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

もう一点、社会文教常任委員長にお尋ねをします。さっきは高齢者でしたが、子育てをしっかり応援していく、これは本当にいいことです。一般質問の中にもありましたが、今学童保育に入りたくても入れないという状況が出ている。だとしたら、これをしっかりやらなければいけない。市は最低基準を常に向上させるように努める、設備を向上させなければならぬと条例ではこうなっていますから、これは当面急ぐ策として、子ども若者相談センターではなくて、そういった急ぐことをすぐにでもやらせる必要が私はあったのではないかと思います、その辺どうかお尋ねをしておきます。

産業建設常任委員長にお尋ねをします。支所で使う元気な地域づくり支援事業補助金4,226万円の関係です。ご答弁ありませんでしたが、3年間を経過したと。さっき言ったように、以前よりもふえているということですから、チェック機能はやっぱり要りますよ、答弁なかったのですが。逆に言うと、個別外部監査の結果でいうならば、議会はチェック機能もないものを通すなというのですよ。議会は監視と批判の府ですから、そういう要綱やチェック機能はありましたか。

それと、最後に総論だけお聞きしておきます。先ほど費用対効果の問題で産業建設常任委員長から報告ありましたが、今やっぱり困っている経済状況の中で、どんどん手を打っていくという策が今必要です。そういう意味では、私極めて弱い予算になっていたのではないかと思うのですが、もしよろしければ所感をお述べいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

コーディネーターの件ですが、全域に配置すべきということはもっともだと思いますが、現在人材育成も含めてしっかりとそういう対応をとっていると、それで早急に対応していく体制をつくっているということで理解をしております。

それから、温泉については、要綱は作成をしております。この中で、魅力的な温泉の島づくりという目的は十分理解できる場所ですが、具体的な要綱というのは我が社会文教常任委員会にも示されておりませんし、これからそういった面で幅広く利用者に対する支援策を講ずるべきものと理解しております。

それから、担保についてはとっておりません。それについては、議会終了後に委員長、副委員長として執行部に対して、やはり市民との対話が重要だということで申し入れをしたいと考えておるところであります。

それから、子ども若者相談センターについては、中川議員の言うとおりでありますので、今後早急な支援体制づくりをつくっていくべきものだとして理解をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、お答えをいたします。

支所の裁量云々ということですが、確かに補助金の執行については、権限が支所等に移行することになっております。当然責任が伴うということですが、執行部においても昨今の補助金交付基準の見直しにのっとりチェック機能が果たされるものということで認識をいたしております。

それから、観光のほうですが、大きな観光の戦略というのは先ほど申し上げた特定有人国境離島特別措置法の活用による事業が非常に多くなってはおりますが、当然あすをどうする、次をどうするかという、当然その戦略等は必要だというふうに考えてはおりますが、その辺については、審査について詳しくはしていませんでした。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第38号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。ただいま議題となっております平成29年度一般会計予算についての反対の討論を行います。

まず最初に、教育委員会、教育行政について厳しく批判をしたいと思います。第1に、今年度の教育行政方針は全く今年度の具体的な方針を語らず、また策定中である佐渡市教育振興計画の案を語っているだけにすぎないということであります。今佐渡市の学校教育の分野では、学力だけでなく、不登校やいじめなど深刻で放置できない問題が山積をしております。社会教育においても各地の公民館の活動の場やスポーツの場がなくなる問題など急がなければならないさまざまな問題や課題が山積をしております。したがって、これらの問題や課題を現場の声や状況を踏まえてどうするのかということが今年度の教育行政方針になければならないものです。

加えて指摘をすれば、現在策定中だという佐渡市教育振興基本計画は、佐渡市教育大綱を達成するためにつくると言っていますが、この最も基礎となる佐渡市教育大綱そのものが市民の声を反映するパブリックコメントさえ行わず決めているものであります。佐渡市教育振興基本計画の存在、是非そのものが問われます。これでは全く市民の声を反映しない、上から決めた佐渡市教育振興基本計画になってしまうということを私はまず強く指摘をしたいと思います。

教育委員会で第2点目です。第2次安倍政権が2015年、平成27年度に戦後改革と称して60年ぶりに教育委員会制度を大きく改編をして2年になります。改編の大きな理由の柱の一つは、教育委員会への政治主導、政治介入が強まるという問題点が全国で指摘をされております。この点では、今年度の施政方針、学校分野の図書館、社会教育の分野の図書館政策は本来教育委員会の所管の分野にもかかわらず、市長部局のほうが方針として多く語られているということは、政治主導と見られてもいたし方ないと言わざるを得ません。もちろん予算措置権限は教育委員会にはなく、市長にあるということも承知をしておりますが、これまでそういった例はないということ強く指摘をしておきたいと思えます。

もう一つ、この制度との改編の問題では、教育委員会が政治の影響を受けずに、本来市民の期待を担う教育委員会として教育委員会自身が変わるということが求められております。まず、方針を決める教育委員会が学校の現場、先生の声、父兄の声、子供たちの声あるいは教育施設の体育館や公民館等を廃止するのなら、その地域に出て住民の声、市民の声、利用者の声を教育委員自らがまず聞くべきであります。そして、方針を立てる、これが教育行政だということを強く指摘しておきたいと思えます。

次に、一般会計、執行部のほうに移ります。これは先ほど総務常任委員長が報告した第1点の、例えば島内の経済の循環、仕組みづくりをやるというのだが、どうしてやるといっても明確な方針もなければルールもない。一体どこが部署なのかもさえ審査の中では曖昧でありました。これでは幾らいいことを掲げていても中身が進まないという点であります。これが基本的な総論です。

そこで、3つの点から反対の討論をします。1つは、今の経済状況の点です。この間、経済対策と称してアベノミクス、4年になりますが、異次元の金融緩和などの中、大企業は3年連続で史上最高益を更新をしていますが、働く人の実質賃金は4年連続マイナス、非正規社員はふえましたが、正規社員は3年間で23万人も減っている。日本経済の6割を占める家計消費はマイナス、こんな状況であります。佐渡市1人当たりの市町村民所得は20市の中でも最も最低が続いている中でありますから、経済対策や地域産業の対策は極めて重要だと思えます。

そういった中ですが、例えば先ほど両委員長に質疑をしましたが、今やらなければならない対策が極めてうたい文句だけで中身が弱いというふうに私は思います。わかりやすい例で言えば、一般質問でもありましたが、平成30年の減反政策がなくなるのを前にして、佐渡版の農業所得補償制度を拡充することなしにやめる、これは私は逆だと思えます。こういったことが極めてちぐはぐだというのが第1点であります。

2つ目、1年前の4月、市長選挙と市議会議員選挙の結果に示された市民の期待にどう応えるのか、私はこのことがこの新年度予算に問われていると思います。1つは、市民に顔を向けたようなふりをしながら、なし崩しで上から押しつける政治、市民の声と願いに耳を傾けない政治はやめてくれというのが私は1年前の選挙結果だと思うのです。

そして、2つ目は、佐渡市が市町村合併をして今年度で14年目に入りますが、合併以降、旧市町村の歴史や文化、まちづくりの方向性を無視して何でも統合だ、廃止だといって経済効率や採算性だけで考えないでくれというのが私は1年前の選挙結果だと思っています。きょう来られている方も含めて、温泉の問題でも、地域の体育館の問題でも、公民館の問題でも、そういったことのあらわれだと私は考えております。

最後に3つ目、先ほど産業建設常任委員長の質疑でも指摘をしましたが、昨年三浦市政になって、補助金等のあり方について厳しい姿勢を示すとして、過去の不正補助金事案について佐渡市になって初めて個別外部監査に出しました。その結果の報告は既に示されています。ところが、先ほどの産業建設常任委員長の質疑にあったように、要綱もない、場合によれば何でもこの補助金を積み上げたのかもなし。佐渡市は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にかかわる補助金は全体で44億円なのです。このチェック機能もしっかりしない、これでは三浦市政のやっていることはもったいないし、真逆になってしまう、このことを強く指摘をしたいと思えます。

言いたくありませんでしたが、そのあらわれとして佐渡太鼓体験交流館の補助金の問題、事実上、これ間違いでした。自らが個別外部監査に出した報告をしっかりと市政に生かすことこそ今求められている、このことを強く指摘をしたいと思えます。今市民の暮らしや地域の経済、本当に深刻です。佐渡市議会が市民の声を聞いて市民の立場で頑張る、このことが今強く求められているということを強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 次に、猪股文彦君の賛成討論を許します。

猪股文彦君。

〔17番 猪股文彦君登壇〕

○17番（猪股文彦君） 私は、三浦与党ではありませんが、共産党市議団だけが発言しておりますので、共産党以外にも発言する議員がいるのだということを示すためにも、この際、賛成討論を行います。

議会は、かつて当時の後藤田正晴内閣官房長官が言うように、老壮青がバランスよく構成されることがベターだということは私もそのように思います。議会は、言論を闘わせる民主主義の戦場であります。特に市民に余り知られていない新人議員や2期生の議員は、自らの立場を明確にし、言論を闘わせる責任があります。議員定数を減らすことには反対だとか、報酬は上げるべきだなどという議員がありますが、多くの市民はこんな議会なら定数も報酬も減らせ、税金の無駄遣いだということでしょう。議会には権力がありません。市民の支持によって、権威を発揮しなければ存在意義はありません。若手議員の奮起を期待し

て討論に入ります。

私は、先ほども申し上げましたように、三浦与党ではありませんが、市政全般を見渡した上で、市民生活を考え、やむを得ず賛成しなければならないと考えております。

最初に、総務常任委員長の報告にもありましたように、議会が付した意見は、国会でいうところの附帯決議と同じだということを執行部は認識していただきたいと思います。これは、両津市議会からの方式で、執行部と議会の紳士協定のようなものであります。つまり議会の意見を最大限考慮して事業執行に当たるということであります。

さて、私はこの初年度の三浦市長の平成29年度予算、この1年間をどう持っていくのかということについて、数々の問題はあるにしても、万が一つにも否決されれば、4月1日から佐渡市の経済が大変なことになるという心配があります。したがって、いろいろ疑義はあっても、議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算は成立させるべきだと考えます。特定有人国境離島特別措置法で予算の形が一応できたようなものでありますが、しかし、一つ一つ見ますと、三浦色がどこに出ているのかなと、もうちょっと俺はこうやるのだという、野球のピッチャーでもやっておるようなつもりでストレートを投げてほしかったと、このように思います。

私は、この予算を見まして幾つかの問題点を指摘しておきます。例えば先ほども反対討論の中でも出ました公益財団法人鼓童文化財団へ1,500万円かけて佐渡太鼓体験交流館を改修して無償で譲渡するほか、海外公演に300万円を出して佐渡市をPRしてもらおうという問題です。何回、どこへ行くのかもわからないのに、ただ300万円を出すという、具体的な中身も示さないでこのようにする予算は論外です。また、産業建設常任委員会で佐渡太鼓体験交流館へ行きましたら、雨どいの水が2階の無垢材のベランダに落ちるようになっている。普通雨どいはずっと下まで、下水へ持っていかなければならぬ。これは市の設計も悪かったかしらぬけれども、佐渡太鼓体験交流館をただで使わせて、年間1,500万円ももうけている公益財団法人鼓童文化財団が気がつかなければならぬ。腐るに決まっている。そういうふうな今の反対討論にあったことと、このことについては私も同感であります。したがって、執行部はその辺を十分見て、また、議会には建築の専門家がお二人いますけれども、この見積もり1,500万円は既に高いと指摘しておりましたので、改めて見積もりをし直して、市民の税金を大事に使うようにしていただきたい。

次に、新規就農者等受入体制支援事業補助金、これも補助金の問題です。3,700万円が羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背、昔の民宿を改装して4人の新しい農業者に一戸建てとといいますか、アパートをつくってそこに住ませるといふことであります。しかし、ここは借地でもう使われていないところです。しかも、今赤泊の市営住宅が2棟もあいて公募している。こういう3,700万円も使ってどこが経営するのかもわからない、経営するときに幾ら市が補助金を出すかもはっきりしない、そういうものをこの予算でつけていることは全く問題であります。したがって、私はまず赤泊の市営住宅に新しい人が来たら入っていただく。そして、まだほかに川茂にも廃止した教職員住宅もあるでしょうし、あの近辺にあります。私は河崎からここまで30分かかりますが、赤泊から羽茂は10分から15分で行けるはずで、このようにもっと市民の税金を大事に使う。

それから、補助金行政についても先ほど反対討論にもありましたように、個別外部監査に出して見直したわけですから、使えるものは使って、そして場合によれば温泉が欲しいというなら温泉の無料券を出し

てやればいい。そっちに使うほうが全く妥当だと思います。

次に、離島滞在型観光個人旅行促進業務委託料 1 億9,200万円で 1 万人を呼ぶという、1 人の観光客に 1 万9,000円も使って呼ぶという、全くこれは論外です。それなら新潟駅で 1 万円の宿泊券をくれたほうが 2 万人来ます。

このように一つ一つ見ると問題がたくさんありますが、ここで予算を否決してしまうと、4 月 1 日から佐渡市の経済が混乱を来します。したがって、この際は予算成立に賛成したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第38号についての討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第 3 号 平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件等に関する陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第 1 項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第 3 号を採択とされる方は起立されますようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました議案第 6 号、議案第38号及び陳情第 3 号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時41分 再開



○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

駒形社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第10号 佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂田野沢診療所を廃止するため、佐渡市診療所条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市内の医療施設に従事する医療技術者の確保に向け、奨学資金貸与制度を拡充するため、佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域の関係機関が連携し、総合的な子供、若者の育成を支援するための政策を推進するため、条例の制定をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、保険料率の特例を延長するため、佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、入居者等の資格等を明確に規定することにより、教職員住宅及びコーポハウスをより適正に管理運営するため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井地区公民館に調理室を設置するため、佐渡市公民館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）。本案は、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田大佐渡交流活性化センターの指定管理者として、株式会社共立メンテナンスを指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間で、その間の指定管理料の上限は1,458万2,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。指定の期間を1年と定めているが、今後の施設運営の方向性を含め、事業者と早急に協議を開始すべきである。

議案第39号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,600万円とするもので、前年度当初予算と比較して3億300万円、率にして3.9%の減となるものであります。主な内容は、平成30年4月からの制度改定等を踏まえ、適切に医療を提供するための保険給付費を計上するほか、被保険者の健康保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,220万円とするもので、前年度当初予算と比較して3,100万円、率にして4.6%の増となるものであります。主な内容は、事業運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等の所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億7,230万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億6,190万円、率にして1.9%の増となるものであります。主な内容は、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険給付費や地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,960万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,540万円、率にして3.2%の減となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,900万円とするもので、前年度当初予算と比較して610万円、率にして1.0%の減となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成29年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市病院事業会計予算について収益的収入の予定額を20億8,541万1,000円、収益的支出の予定額を22億5,012万5,000円、資本的収入の予定額を2,850万円、資本的支出の予定額を3,138万6,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。公立病院改革プランに基づいて、経営改善の取り組みを強く求める。

議案第60号 財産の減額譲渡について（金北の里）。本案は、旧金北の里に関する土地及び建物について、平成29年3月1日に執行した一般競争入札の落札者に1,390万円で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

平成28年請願第11号 給付型奨学金制度創設に関する請願。本請願は、高い学費や生活費のために学生

の2人に1人が有利子奨学金を利用し、現役学生が奨学金返済の不安を抱えて安心して学べずにいることや、経済的理由から進学を断念する高校生が後を絶たない状況にあることから、給付型奨学金制度の創設を求める意見書を政府及び新潟県に提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

請願第2号 両津支所改築計画についての請願。本請願は、図書館や地区公民館の入った複合施設として計画された両津支所に、近隣の佐渡インフォメーションセンターに機能があるという理由により、地区公民館に必要な調理実習室が設置されないとされていることに関し、使い勝手の悪い佐渡インフォメーションセンターの調理実習室ではなく、住民の利用に十分応えられるよう、地区公民館への調理実習室の設置を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第3号 新穂地区公民館の調理施設設置に関する請願。本請願は、新穂行政サービスセンターの改築計画において、地区公民館には調理施設を設置せず、近隣のトキのむら元気館の調理室を拡充し、加工施設としても使用可能とする計画が示されたことについて、当初計画のとおり、地区公民館への最低限の調理施設の設置を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第1号 ワイドブルーあいかわの存続を求める陳情。本陳情は、平成28年度末に廃止が予定されているワイドブルーあいかわについて、平成28年10月18日の温泉等入浴施設に関する地域説明会以降、市からの説明がない中で、当該施設は健康増進や地域コミュニティーの場であるとして、次の事項の実施を求めるものであります。陳情事項。1、市の温泉施設の今後の運営方針の決定に当たり、納得のできる結果を報告し、住民合意の上で進めること。2、温泉施設は、福祉及び地域コミュニティーの場として存続すること。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第4号 地域のスポーツ・文化の拠点である真野地区体育館等についての請願。本請願は、平成29年度に廃止及び解体が計画されている真野地区体育館について、地域住民のスポーツ・文化、住民の活動・憩いの場等の大きな役割を果たしていることから、スポーツ・文化の拠点である真野地区体育館の存続を求めるものです。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第6号 給付型奨学金制度改善に関する請願。本請願は、給付型奨学金制度の対象者が極めて少ないことから、給付型奨学金制度の対象者を拡充し、学生の3割以上が利用できる制度にすること及び高校生も奨学給付対象者とすることを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第39号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 国民健康保険は、この3月においては暫定予算で本算定ではないと、6月が本算定になるということは承知をしておりますが、市の姿勢としてどういう方向なのかということをお尋ねしたいということであります。国民健康保険税、高くて払いたくても払えないという現状があります。そんな中で、国が保険者支援として出している支援金を使う、あるいは法定外の繰入れをして引き下げに努力をしている全国の自治体がありますし、過去にはそんなことをやってきましたが、具体的には引き下げの方向となっているのかどうなのか、前年の税額と比較してどうなるのかお尋ねをしたいというものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

平成29年度の税額については、被保険者の平成28年分の所得、平成28年度の決算見込み、医療費の動向、被保険者数、所得の状況により繰越金や財政調整基金の活用も含めて方向性の判断をしたいという報告を受けております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第39号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第39号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） それでは、反対討論を行います。

先ほど休憩時間に外に出ましたら、傍聴の方が、「ほかのことはどっちでもいい。温泉だけやれ」とおっしゃいましたが、もうすぐなので、ちょっとお待ちください。

これも実は温泉と同じ、市民の暮らしにかかわる大変な問題であります。国民健康保険税です。先ほど言いましたが、深刻な不景気の中、高くて払うことができないというのがこういった状況ですから、市の姿勢をしっかりと示す必要がある。

それと、もう一つは、私は国民健康保険税だから関係ないということではない。この間ずっと言ってきましたが、例えば三浦市政の施政方針の中で、起業や雇用をやる。佐渡の圧倒的多くの人が社会保険にも加入しなくて実は国民健康保険の方なのです。ですから、社会保険料を軽減する、国民健康保険税を軽減するという事は、そういった雇用の面でも私は大いにつながるものだとすることをまず大きく指摘をしたいのが1点目です。

2つ目、子育て支援の面でもこれは極めて重要です。平成24年度の統計でいいです。19歳以下が1,684人、国民健康保険税に入っています。そのうち、10歳以下が約700人、平成24年の現況を見ると703人なのです。赤ちゃんは、オギャーと生まれると、その赤ちゃん1人に1万9,600円、税金払えというのだ。あなた方は通知出すのです。やっぱり私はこういった担税能力もない方々に、課税すべきではないし、どうやったらできるかということもこの間何回もいろんな方法を提案してまいりました。ですから、私は冒頭に社会

文教常任委員長質疑でも聞いたのは、これは雇用の面でも子育ての面でも極めて有効なものだからこそ、大きく引き下げて命と健康を守る、経済を応援していくということが重要だ。その点では本算定ではありませんが、引き下げの方向が示されていないということで反対の討論といたします。

最後に1点だけ、国民健康保険税が高くて払えないと、事実上の保険証の取り上げというのをやられます。こういった方々も極めてふえています。これは医療を受ける権利を阻害するものであり、憲法第25条に定められた権利を阻害するというのも、これもやめるべきだということも強く指摘して反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第39号についての討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 財産の減額譲渡について（金北の里）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号 両津支所改築計画についての請願についての採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

次に、請願第3号 新穂地区公民館の調理施設設置に関する請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、請願第3号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決定いたしました。

これより陳情第1号 ワイドブルーあいかわの存続を求める陳情についての討論に入ります。

広瀬大海君の賛成討論を行います。

広瀬大海君。

〔4番 広瀬大海君登壇〕

○4番（広瀬大海君） 広瀬大海です。猪股議員の、若手はもっと自分の意見を表明しろに應えるわけではありませんが、ワイドブルーあいかわの存続を求める陳情について賛成の立場から討論を行います。

議員になりまして、もうすぐ1年がたとうとしております。この1年間、さまざまな市民からさまざまなご意見をいただきました。その意見の内容を整理しますと、地域の要望も多いのですが、私たち議員や市長、行政への不満の声が一番多かったように思われます。また、この陳情を含め、ここ数年、陳情、請願が急激にふえております。3年前は陳情、請願の数が年間で13件だったものが、去年は32件、ことしは2カ月で9件もの市民の声が議会上がっております。しかし、なぜこれほどまでに市民の不満の声が急増しているのでしょうか。

私は、インターネットを通じてさまざまな情報が拡散し、市民の皆さんが受け取る情報量がふえたことが原因の一つではないかと推測しております。インターネットが世の中に広まってから20年以上がたちました。インターネット以前の行政運営は、情報を握っていた一部の方々である首長、議員、行政職員のみでさまざまな判断をされていたかと思えます。そして、議会で決定された結果を市民は議会だよりや新聞、ケーブルテレビというメディアからの一部の情報を受け取るだけで、なぜそのような結果になったのかの経緯はほとんどの市民に伝わっていなかったように思われます。しかし、インターネット、特にスマートフォンを活用したSNSが登場してからは、この情報の流れが大きく変わりました。SNSのタイムラインには、今まで多くの市民の目に入ってこなかった情報が流れるように配信され、そしてその情報が拡散

していく。このように行政の情報が気軽に入手できるようになった現代社会の中、目にとまった情報の詳細を知りたい、なぜそのように決定したのかという経緯を知りたい、できればその判断をするメンバーの一員になりたいという欲求が高まっております。しかし、今の佐渡市の行政の仕組みでは、この要求を満たすことができていないため、その結果として佐渡市政への不満の声である陳情、請願の数が年々急増しているのだと思っております。この対立構造は、最終的には佐渡市民にとっても、佐渡市政を担う議員や市長、執行部にとってもとても不幸なことだと思っております。

県内のみならず、全国にはこの不満を解消し、よりよい行政運営を行おうとしている自治体が多くあります。県内に20ある市の中で、佐渡市以外の17市はここ数年で急激に市民のことをパートナーと捉えた市民協働の条例制定や市民協働の組織の設立などがされております。このように県内他市の事例と比較しますと、佐渡市の行政運営はパートナーである市民と定期的にコミュニケーションを図る場づくりができていなかったことにより、市民の不満が請願、陳情という形で表に出ているように思います。しかし、この佐渡市政の不満を解消することで、市民の皆さんからの信頼を得ることができれば、パートナーとして佐渡市の行政運営に協力していただけることになると思いますし、そのような体制をつくるのがこれからの行政運営をスムーズに行うための大きなポイントになるのではないかと考えております。

今回の陳情に関しましてもコミュニケーション不足がこのような大ごとになった原因なのだと考えております。今までのように、行政、議会側で決定したことを行政のほうが一方向的に報告するのでは対立を生むだけになってしまいます。そうならないためにも、地域の方や地元企業、行政、そして市民と行政、行政と市民の橋渡しをする私たち議員をメンバーとする話し合いの場を設け、地域の課題をみんなで解決することが必要なのだと感じております。そうすれば、例えば営業時間や営業日の短縮の検討や集客のためのイベントの開催、温度が約40度あり、無味無臭に近い相川温泉の源泉をプールに入れることによるプールの水を沸かすコストを削減、使っていない大きな部屋やスペースがありますので、本や雑誌、漫画などを置いた集客力の向上、また相川病院が近くにありますので、病院に行った後に温泉、プールを活用したりハビリを行うなど、さまざまなアイデアが出てくると思います。そして、ある程度損益が見えてくれば、民間企業の方が手を挙げるかもしれませんし、市民の方が協力してNPOを立ち上げることなどの可能性が出てくるかと思っております。それでも施設の継続が難しいとなれば、地元ホテルの温泉を利用するための施策を考えること、真野にある佐渡スポーツハウスのプールまでの移動はどうするのかなど市民と行政が一緒に考えること、話し合えることがたくさんあるのではないかと考えております。そして、多くの市民はそのような場の提供を期待しております。

最後になりますが、市民と議会、行政と一緒に地域のことを考える場づくりの設置がこれからの佐渡市における市民協働を形づくる第一歩となること、スムーズな行政運営が行われることにより、ここ数年のばたばたした議会ではなく、佐渡の明るい未来のための前向きな話し合いができる議会になることを期待しまして、私の賛成討論といたします。多くの議員の皆様の賛同をいただけることを期待しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で陳情第1号についての討論を終結いたします。

これより陳情第1号 ワイドブルーあいかわの存続を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

〔傍聴者より拍手あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 静粛をお願いいたします。

これより請願第4号 地域のスポーツ・文化の拠点である真野地区体育館等についての請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 紹介議員でもありますので、真野地区体育館、公民館等の存続についての請願について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

実は、今ほどのワイドブルーあいかわのものと同じであります。地区住民にとっては残してほしいというのは当たり前ですから、こういったものが出るのです。ところが、これ前回は議会に出したことがあるのですが、私はここに記録を持っていますが、説明会は平成28年1月21日にやったっきり、何もやられていない。その一方で、真野は公民館と体育館が一緒になっていますから、公民館は真野行政サービスセンターの3階に入れると言ったとか、何かいろんな声が錯綜している。

ここに書いてありますが、あそこは真野の地域づくりの歴史として公民館や武道館、学童保育、あすなろ教室、そういったものが一体になっているところであります。真野地区の方々、ぜひとも存続をしてほしいのだが、学童保育がどうなる、体育館がどうなる、公民館がどうなるかも全くわからないまま、一方的に廃止されるのではないかという大いなる不安を持っておるのであります。ですから、仮に廃止をするにしても、住民の納得のいく説明等をやりたいということでもありますので、先ほど拍手を受けましたが、私のときは受けないとは思っていますが、ぜひ議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で請願第4号についての討論を終結いたします。

これより請願第4号 地域のスポーツ・文化の拠点である真野地区体育館等についての請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました議案第39号から議案第41号まで、議案第60号、請願第2号、請願第3



号、陳情第1号及び請願第4号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

坂下産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡インフォメーションセンターの利活用の促進を図るため、催事スペースの貸し出しを細分化し、1階ロビー等の貸し出しを可能にするとともに、2階の展示室を観光振興課の執務室として使用するため、佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した相川地区の下戸村住宅団地を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、屋外広告物を常に良好な状態に保持し、一層の安全性を確保し、維持管理に係る点検を適切に行うため、佐渡市屋外広告物条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。本案は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉の指定管理者に一般財団法人赤泊振興公社を指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,850万円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。宿泊施設等の宣伝を効果的に実施し、誘客に努力をされたい。

議案第27号 団体営土地改良事業の変更について（江積地区）。本案は、江積地区において市が実施する基盤整備促進事業における事業費を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について歳入歳出予算の総額を33億5,010万円とするもので、前年度当初予算と比較して4,430万円、率にして1.3%の増となるものであります。主な内容は、下水道施設の維持管理経費や公債費のほか、下

水道建設事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。下水道への加入促進を図り、加入率の向上に努めること。また、新規の下水道建設事業は見直し、合併処理浄化槽への切りかえを進めること。

議案第43号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市小水力発電特別会計予算について歳入歳出予算の総額を2,510万円とするものであります。主な内容は、小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金及び維持管理経費を計上し、その財源を売電収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 平成29年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成29年度佐渡市水道事業会計予算について収益的収入の予定額を28億5,660万9,000円、収益的支出の予定額を28億2,482万円、資本的収入の予定額を14億5,982万1,000円、資本的支出の予定額を20億4,781万5,000円とするものであります。主な内容は、水道水の安定供給を行うための老朽管更新事業費のほか、沿岸地区の施設を含めた全地域の施設の更新を行うための施設増改良事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。有収率については、旧市町村単位で数値の差が生じている。有収率を引き上げ、公営企業の経営に努力されたい。

議案第61号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、佐渡太鼓体験交流館の指定管理者に公益財団法人鼓童文化財団を指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 生乳プラントの新設に係る財政支援についての請願。本請願は、生乳プラントの老朽化が著しく、良質で安全な牛乳を安定的に供給することが困難な状況である中、施設が新設できない場合は生産される生乳の全てを島外へ送乳しなければならず、この経費負担によって酪農家が廃業の危機に追い込まれることから、施設の新設に係る市の財政支援を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第5号 佐渡観光協会真野案内所の存続・拡充に関する請願。本請願は、平成28年度で廃止している一般社団法人佐渡観光協会真野案内所について、所在する真野新町地区は相川及び両津方面と南部方面をつなぐ要衝にあること及び当該案内所は真野新町地区における核として地域活性化にもつながるとして、当該案内所を廃止せず、拡充することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第2号 各地域の街路灯に関する陳情。本陳情は、地域の街路灯が暴風などによる倒壊によって通行に支障を来すことが懸念されている中、少子高齢化の影響により、地域での維持管理や安全対策が困難な状況になっていることから、合併前の市町村で行われてきた街路灯の設置及び維持管理に対する支援を参考に、市の街路灯への支援の改善を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものと

して決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成29年度佐渡市下水道特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成29年度佐渡市水道事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 生乳プラントの新設に係る財政支援についての請願についての採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

これより請願第5号 佐渡観光協会真野案内所の存続・拡充に関する請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 紹介議員でもありますので、簡単に中身を紹介をさせていただきたいと思えます。

これは先ほどもお話ありましたが、一般社団法人佐渡観光協会の中身の問題です。一般社団法人佐渡観光協会の国仲の観光案内所を廃止する、それを地域の住民がちょっと待ってくれないかという中身なのです。これは一般社団法人佐渡観光協会の中身の問題なのですが、ここに書いてあるとおり、佐渡市の予算の削減が影響したと言っていました、私聞いていましたから。三、四十万円の経費を浮かせるために、国仲の真野地区にある観光案内所がなくなるのだ。佐渡市は、観光の柱、世界遺産、そういったものを一生懸命やっているではないか。今この中でかかわっている議員もいらっしゃるのですが、この地域で真野、結構いろんな指摘もあるものですから、町家づくりだとか歴史のことを勉強しながら、一般社団法人佐渡観光協会の方々と一緒になって集落ツーリズムというのですか、あるいは地域学というのですか、地元学というのですか、地域を再発見しながら観光案内も一般社団法人佐渡観光協会とともに一緒にやっていきたい。ついでに、佐渡市の大きな観光の柱だからこそ、佐渡市としてもうしばらく様子を見てくれないかというものであります。ですから、ぜひ来年は世界遺産、それだけではなくて市民と一般社団法人佐渡観光協会あるいは行政が一緒になって地域の再発見させていく、このことこそが今求められている、まさにそういった形がDMOではないか、このことも強くご指摘をして、ぜひご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で請願第5号についての討論を終結いたします。

これより請願第5号 佐渡観光協会真野案内所の存続・拡充に関する請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号 各地域の街路灯に関する陳情についての採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました議案第9号、議案第23号、議案第42号、議案第51号、請願第1号、請願第5号及び陳情第2号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 発議案第3号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔8番 駒形信雄君登壇〕

○8番（駒形信雄君）

発議案第3号

給付型奨学金制度の拡充及び改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年3月24日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	駒 形 信 雄
賛成者	〃	宇 治 沙耶花
	〃	金 田 淳 一
	〃	祝 優 雄
	〃	高 野 庄 嗣
	〃	荒 井 眞 理
	〃	北 啓

給付型奨学金制度の拡充及び改善を求める意見書

高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が将来の借金となる奨学金を利用している。その平均利用額は300万円に上り、多くが有利子である。

奨学金は多額の借金となるために、不安を抱え過酷なアルバイトをせざるを得ない学生が増えている。学生のいる家庭の負担も限界であり、経済的理由から進学を断念する高校生は後を絶たない。

文部科学省は、平成29年度から給付型奨学金制度を一部先行して実施し、平成30年度に制度を拡充することを決定した。平成29年度の対象者は、非課税世帯で、高校が推薦し一定の成績などの条件を満たし、

私立大学に自宅外通学する学生と児童養護施設退所者などである。

しかし、給付型奨学金の対象となる学生は、全国で平成29年度は2千800人、平成30年度は2万人と極めて少ない内容である。他の先進国における給付型奨学金受給率は、アメリカ47%、イギリス48%となっており、日本もさらに対象者を拡大し、必要としている学生なら誰もが受けられる制度に改善していくことが強く求められている。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

1 給付型奨学金制度の対象者を拡充し、学生の3割以上が利用できる制度にすること

2 高校生も奨学金給付対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第3号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第3号 給付型奨学金制度の拡充及び改善を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 議案第52号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成29年6月30日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員について、引き続き濱松智弘氏を人権擁護委員の候補者として推薦することにつきまして、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第52号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第4 議案第53号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成29年6月30日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員につき、引き続き長嶋洋一氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第53号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第5 議案第54号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、菊池恵子氏の任期が平成29年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として佐山眞理子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第54号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第6 議案第55号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、議案第55号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第55号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が平成29年3月28日をもって満了となるため、第1区、山内伸次氏、第2区、後藤敏数氏、第3区、猪俣秀二氏、第4区、本間敏明氏、第5区、服部哲氏、第6区、高橋明氏、第7区、近藤孝司氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第55号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第55号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

これより社会文教常任委員会の閉会中の継続審査の申し出に対する委員長質疑に入ります。



中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） これは先ほど陳情で採択をされたワイドブルーあいかわに関する条例です。わかりやすく言えば、ワイドブルーあいかわを廃止するという条例です。この条例が委員会審査の中で継続審査になっているという理由をお伺いしたいということです。具体的にどういうことかということ、恐らく先ほどの陳情と同じように、まず市はしっかり説明して住民の方々の理解や合意もはっきりした上でやるべきだということから、まず説明状況を見て委員会としては結審するというような意味合いかとも思われるのですが、具体的にはどういう中身なのか教えていただきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

継続審査の申し出についてであります。当委員会で調査した結果によって、ワイドブルーあいかわの利用については、プール利用者や源泉事業者等に対しては何回も説明したとしておりますけれども、温泉を利用する一般市民の人たちに対しては1回しか説明ができていないということがわかりました。また、条例廃止した後の利用方法等の協議等もなされておらず、当委員会としては継続審査を申し出たものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ちょっと微妙にずれていますが、いいです。

そこで、聞きたいのです。継続審査というのは、我々議員としては何となくわかるのだけれども、市民の方がわかりにくいということもあるので、聞いているのですが、つまりワイドブルーあいかわを廃止するという条例については、今議会で結論をつけずに、もう少し審査をしますよということで、その中身はちゃんと住民説明もしていないようなこともあるというのはよくわかりました。そこで聞きたいのですが、私は常に言っていますが、まず第一義的には、今委員長がおっしゃるとおり、市が住民説明をした上で嫌々かもしらぬけれども、廃止なら廃止、違う案なら案を決めた上で廃止するというのが、これは普通の考えです。そういう意味でいうと、4月1日から一体どうなるのか。つまり当初予算にはこの運営費も何ものっていないわけです。そうすると、幾らこれが継続審査になったとしても、4月1日から市は廃止はできないけれども、多分閉館はするでしょう。住民から見ると、それはないだろうと。まずは説明してから休館なり廃止するべきなのです。そういう意味でいうと、その辺は先ほどの補助金と同じですが、しっかりした縛りをかけてあるのか。そうしないと、なし崩し的に、またやられるのではないかというのが多くの市民の思いです。

例えばプールを7月だか8月までやるというわけです。だとしたら、そこまでの補正予算を持つとか、予算を専決処分するとかして4月以降も続けると。場合によれば、合意ができれば5月でも廃止するかもしれませぬ。だけれども、せめて7月か8月ぐらいまでは閉館せずにやるということが、まず市民の信頼を勝ち取る一つだというふうに思うのですが、その辺どうか。副市長2人もいますから、頑張ってやれば

十分説明もできると私は思っているのですが、その辺の担保はしっかりとってあるのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 中川議員の質問にお答えします。

4月以降については、当然予算の計上はありません。しかも、学校教育課とすれば、相川小学校のプール及びグラウンドについては、まだ完成をしておりません。よって、ワイドブルーあいかわのプールを学校教育課として使用するという事は説明を受けております。そういった面で、担保的なものは当委員会としてはとっておりませんが、今後執行部に対して住民説明を含めてその後の対応をしっかりとるように、当委員会として申し出をしたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） その説明はいいです。問題は、市がなし崩し的にやらないということが大事なのであって、議会と話をし、専決予算を盛るにも何する分にもやっぱり市民と話を付けるまでやるということが私は第一義的に必要なのではないかなというふうに思います。その辺どうなのか、申しわけないですが、もう一度答弁をお願いします。今委員長も言いましたが、ぜひ委員会の責任で住民の期待を裏切らないようなやり方でやってもらいたいと思いますが、もう一回だけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 中川議員の質問にお答えします。

中川議員のおっしゃることはもっともですが、今後のことについては、やはりしっかりと住民説明、それから住民合意、そういったものが必要と考えております。7,000余りの署名活動等の住民の意思も尊重していかなければならないと考えており、今後については、しっかりと執行部に対して委員会として申し入れを行っていきたく、そういうふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員会の閉会中の継続審査の申し出に対する質疑を終結いたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成29年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会冒頭における施政方針では、平成29年度の市政運営について私の所信の一端を述べさせていただきました。平成29年度を佐渡再生へのチャレンジ元年と位置づけ、産業の振興や雇用の確保、子育て支援の充実を中心とする佐渡の活性化に向けた取り組みについてご説明させていただきました。代表質問と一般質問では、施政方針のほか、行政組織の改編、人口減少対策、職員の規律等についてご意見、ご提言をいただきました。

このたび、新設された国の地域社会維持推進交付金の活用により、4月から佐渡汽船運賃がJR運賃並みに低廉化され、島民の本土への移動に係るコストが大幅に削減されます。議員の皆様には、国会議員への要望活動など多大なご協力をいただき、まことにありがとうございました。

世界遺産登録については、今月8日、米山知事から佐渡金銀山遺跡を視察していただき、今月中に推薦書を提出する運びとなっております。ことしこそ国内推薦を受けられるよう、関係機関との連携を強化してまいります。

補助金交付事務につきましては、個別外部監査の結果を受け、補助金交付事務のルールづくりに向け、早急に基本方針を定めます。また、職員には公務員としての自覚、倫理観、緊張感を持たせ、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を行うよう、組織全体として不祥事をしない、させない環境づくりに努めてまいります。

温泉施設のあり方につきましては、市民の皆様からの陳情や署名簿の提出を受けましたが、議会の採択内容なども踏まえながら、今後さらにご理解いただけるよう、努力してまいります。

最後に、議員の皆様方におかれましては、今後ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、市政発展のため、さらなるご協力をお願いし、今議会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第3回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時52分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄